

直結式給水施行要領 新旧対照表

新	旧
共通 ※掲載省略 ・所属名称の変更（給水工事課→給水工事事務所）に伴う修正（様式含む） 13 検査 (1) 当局による水圧及び構造等の検査	13 検査 (1) 水圧及び構造等の上下水道局検査

直結式給水施行要領 新旧対照表

新	旧
16 その他 直結式給水申請手順 <pre> graph TD A[協議者: 直結式給水相談] -- "提出書類 ・直結式給水相談調査書(様式1) ・計画建築物の位置図 ・計画建築物の概要・業態等が分かる書類 ※提出可能な場合のみ ・その他(当局が必要とする書類)" --> B[給水工事事務所: 前面道路における配水管の状況(水圧等)の確認 ・対象建築物の業態・規模等の確認] B --> C[給水工事事務所: 直結式給水相談への回答] C -- "直結不可" --> D[〇返却書類 ・直結式給水相談回答書(様式2)] C -- "直結可" --> E[協議者: 直結式給水事前協議] E -- "提出書類 ・直結式給水事前協議申請書(様式3) ・直結式給水相談回答書(様式2)の写し ・計画建築物の位置図、平面図及び立面図 ・水理計算書 ・その他(当局が必要とする書類)" --> F[給水工事事務所: 水圧状況の再確認 ・水理計算等の精査 ・負担金の有無の判断 ※必要に応じて水道管路課と協議] F --> G[給水工事事務所: 直結式給水事前協議への回答] G -- "直結不可" --> H[〇返却書類 ・直結式給水事前協議回答書(様式4)] G -- "直結可" --> I[協議者: 給水装置工事申請] I -- "申請は指定業者が行う。提出書類 ・直結式給水事前協議回答書(様式4)の写し ・誓約書(様式5、6) ※直圧式の場合のみ ・誓約書(様式7、8) ※増圧式及びボローニング式の場合のみ ・協定書(様式9、10) ※直圧式のホテル・旅館等の場合のみ ・協定書(様式11、12) ※増圧式及びボローニング式のホテル・旅館等の場合のみ ・付近見取図 ・配管平面図及び配管立面図(用紙サイズ: A4もしくはA3) ・水理計算書 ・耐圧試験結果 ※既設建築物の場合のみ ・水質試験結果 ※既設建築物の場合のみ ・貯水槽水(道設置連絡票(様式13) ※受水槽式給水から変更する場合のみ ・消防用設備等又は特殊消防用設備等設置計画書(第29号様式)の写し ※スプリンクラーを設置する場合のみ ・建築確認済証の写し ※発行されている場合のみ ・その他(当局が必要とする書類)" --> J[給水装置工事申請] </pre>	16 その他 直結式給水申請手順 <pre> graph TD A[協議者: 直結式給水相談] -- "提出書類 ・直結式給水相談調査書(様式1) ・計画建築物の位置図 ・計画建築物の概要・業態等が分かる書類 ※提出可能な場合のみ ・その他(当局が必要とする書類)" --> B[給水工事課: 前面道路における配水管の状況(水圧等)の確認 ・対象建築物の業態・規模等の確認] B --> C[給水工事課: 直結式給水相談への回答] C -- "直結不可" --> D[〇返却書類 ・直結式給水不可通知] C -- "直結可" --> E[協議者: 直結式給水事前協議] E -- "提出書類 ・直結式給水事前協議申請書(様式3) ・直結式給水相談回答書(様式2)の写し ・計画建築物の位置図、平面図及び立面図 ・水理計算書 ・その他(当局が必要とする書類)" --> F[給水工事課: 水圧状況の再確認 ・水理計算等の精査 ・負担金の有無の判断 ※必要に応じて水道管路課と協議] F --> G[給水工事課: 直結式給水事前協議への回答] G -- "直結不可" --> H[〇返却書類 ・直結式給水不可承認通知] G -- "直結可 ※1" --> I[協議者: 給水装置工事申請] I -- "申請は指定業者が行う。提出書類 ・直結式給水事前協議回答書(様式4)の写し ・誓約書(様式5、6) ※直圧式の場合のみ ・誓約書(様式7、8) ※増圧式及びボローニング式の場合のみ ・協定書(様式9、10) ※直圧式のホテル・旅館等の場合のみ ・協定書(様式11、12) ※増圧式及びボローニング式のホテル・旅館等の場合のみ ・付近見取図 ・配管平面図及び配管立面図(用紙サイズ: A4もしくはA3) ・水理計算書 ・耐圧試験結果 ※既設建築物の場合のみ ・水質試験結果 ※既設建築物の場合のみ ・貯水槽水(道設置連絡票(様式13) ※受水槽式給水から変更する場合のみ ・消防用設備等又は特殊消防用設備等設置計画書(第29号様式)の写し ※スプリンクラーを設置する場合のみ ・建築確認済証の写し ※発行されている場合のみ ・その他(当局が必要とする書類)" --> J[給水装置工事申請] </pre> ※1 給水工事課から水道管路課へ下記書類を送付する。 ・直結式給水事前協議回答書の写し ・(給水工事課決裁済のもの) ・位置図、分岐箇所の水圧データ

直結式給水施行要領 新旧対照表

新	旧
「様式」 様式 2 : 内容一部修正 様式2 直結式給水相談回答書 相談者 様 令和 年 月 日 京都市上下水道局水道部給水工事事務所長 担当 : ☐ 直結直圧式 令和〇〇年〇〇月〇日付で ☐ 直結増圧式 の相談があった、下記物件について回答します。 ☐ ゾーニング式 ☐ 可能です。 ☐ 可能です。ただし、増圧式給水となります。 ☐ 可能です。ただし、管路の布設等が必要です。 ☐ 不可です。 ☐ 前面の配水管口径はφ mm で、最小動水圧は MPa です。 ☐ 布設等が必要な配水管口径はφ mm で、その場合の最小動水圧は MPa となります。(負担金が必要となります。) 給水種別設計水圧 ☐ 3階建直結式給水 : 0.245MPa (直結式給水施行要領より) ☐ 4階建直結式給水 : 0.294MPa ☐ 5階建直結式給水 : 0.343MPa ☐ 直結増圧式給水 : 最小動水圧より、0.049MPa単位で直近下位の値。ただし、最高水圧は0.441MPaとする。 ☐ ゾーニング式給水 : 0.245MPa、0.294MPa、0.343MPa ○注意事項 (1) 本回答で直結式給水が可能となっても、直結式給水事前協議申請の内容によっては、直結式給水が不可となる場合や京都市水道事業条例第24条の3に規定する負担金が必要となる場合があります。 (2) 事前協議申請及び工事申請については、直結式給水施行要領に記載の書類を提出してください。 (3) 事前協議申請時には本書(写し)を添付してください。紛失時は無効となり、再協議となります。 (4) 事前協議申請書と相談調書の内容が異なる場合、本書は無効となり、再協議となることがあります。 物件の概要 申請番号 給水装置 ☐ 新設 ☐ 撤去・新設 ☐ 既設 ※新設時は空白 お客様番号 : 検針区 使用者コード 水栓番号 施工場所 建築物 ☐ 新築 ☐ 既築 階建 (うち、直結式給水进行必要とする階層 : 階まで) 業 態 屋上水栓 ☐ あり ☐ なし (使用用途 :)	「様式」 様式 2 様式2 直結式給水相談回答書 相談者 様 令和 年 月 日 京都市上下水道局水道部給水工事事務所長 担当 : ☐ 直結直圧式 令和〇〇年〇〇月〇日付で ☐ 直結増圧式 の相談があった、下記物件について回答します。 ☐ ゾーニング式 ☐ 可能です。 ☐ 可能です。ただし、増圧式給水となります。 ☐ 可能です。ただし、管路の布設等が必要です。 ☐ 不可です。 ☐ 前面の配水管口径はφ mm で、最小動水圧は MPa です。 ☐ 布設等が必要な配水管口径はφ mm で、その場合の最小動水圧は MPa となります。(負担金が必要となります。) 給水種別設計水圧 ☐ 3階建直結式給水 : 0.245MPa以上 (直結式給水施行要領より) ☐ 4階建直結式給水 : 0.294MPa以上 ☐ 5階建直結式給水 : 0.343MPa以上 ☐ 直結増圧式給水 : 実際の水圧(水圧測定からの想定水圧) ※ ☐ ゾーニング式給水 : 0.245MPa、0.294MPa、0.343MPa以上 ※ 実際の水圧より、0.049MPa単位で直近下位の値。ただし、最高水圧0.441MPaとする。 ○注意事項 (1) 本回答で直結式給水が可能となっても、直結式給水事前協議申請の内容によっては、直結式給水が不可となる場合や京都市水道事業条例第24条の3に規定する負担金が必要となる場合があります。 (2) 事前協議申請及び工事申請については、直結式給水施行要領に記載の書類を提出してください。 (3) 事前協議申請時には本書(写し)を添付してください。紛失時は無効となり、再協議となります。 (4) 事前協議申請書と相談調書の内容が異なる場合、本書は無効となり、再協議となることがあります。 物件の概要 申請番号 給水装置 ☐ 新設 ☐ 撤去・新設 ☐ 既設 ※新設時は空白 お客様番号 : 検針区 使用者コード 水栓番号 施工場所 建築物 ☐ 新築 ☐ 既築 階建 (うち、直結式給水进行必要とする階層 : 階まで) 業 態 屋上水栓 ☐ あり ☐ なし (使用用途 :)